

発議案第24号

「マイナンバー制度」の運用中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年9月11日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	植 田 進	㊟
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊟
	同	伊 原 忠	㊟
	同	三 田 登	㊟

提案理由

国に対し、「マイナンバー制度」の運用を中止するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

「マイナンバー制度」の運用中止を求める意見書

日本国内に住民票を持つ全ての人に、生涯不変の12桁の番号を割り振る「社会保障・税番号制度」（マイナンバー制度）は、本年10月より市区町村からの番号通知が行われ、来年1月から一部運用が開始される予定である。

2013年に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）では、利用範囲が「税・社会保障・災害対策」に限られていたが、運用開始前から、預金口座、健康診断・予防接種などの情報まで拡大されることになっている。

実施に向けて企業も、アルバイトも含めた全従業員の膨大な番号の厳格な管理が求められるため、システムの更新や整備、人員配置などで重い負担を強いられることになる。しかし、政府が「国民の利便性向上」を強調しても、企業にも国民にもマイナンバーによる恩恵はほとんどなく、マイナンバーを活用して手続する機会は年に一度あるかどうかである。さらに、内閣府の調査でも「内容まで知っている」国民は28.3%のみであり、「マイナンバー制度」の周知は進んでいない。

それでも、拙速な運用を開始する理由は、国民の所得・資産を掌握し、徴税を強化するとともに、社会保障給付の厳格なチェックが狙いとされている。富裕層の資産隠しを追跡する仕組みなどは整備されず、専ら一般の国民を監視するための制度と言わざるを得ない。

その一方で、不正アクセスによる日本年金機構の年金情報流失問題や東京商工会議所での会員等の個人情報流出が続いており、「対策を強化する」、「万全を期す」などと強調しても、現在の技術では防ぐことが困難とされ、不正アクセスを避けることはできないと言われている。重要な個人情報が集約されているマイナンバーが、万一流出するようなことになれば、極めて深刻な事態となることは、制度を導入しているアメリカや韓国の例からも明らかである。

よって、本市議会は国に対し、「マイナンバー制度」の運用を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

社会保障・税一体改革担当大臣様